

国際経済法研究

—海外投資を中心として—

桜井雅夫 著

東洋経済新報社

著 者 紹 介

1935年 東京生まれ。
1958年 慶応義塾大学法学部卒業。
現 在 アジア経済研究所経済協力調査室長。
中央大学講師。
専 攻 国際経済法。
主 著 『国際投資法の研究』(アジア経済研究所, 1968年).
『海外投資と法律』(アジア経済研究所, 1968年).
*Review of laws and practices governing foreign
investment* (United Nations, 1970).
現住所 東京都武蔵野市八幡町 1-4-11

国際経済法研究——海外投資を中心として——

昭和52年 5 月 6 日発行

著 者 さくらいまさ 夫 桜井雅夫
発行者 宇梶洋司

発行所 東京都中央区日本橋本石町 1 の 4 東洋経済新報社
郵便番号 103 電話03(270)4111(大代表) 振替口座東京3-6518

© 1977 <換印省略> 落丁・乱丁本はお取替えいたします。 3033-3572-5214
Printed in Japan

はしがき

本書は、この一〇数年の間に私が続けてきた研究の成果を、体系的に整理したものである。

タイトルは「国際経済法研究」となっているが、やはり「国際経済法律研究」(international economic legal studies)とつけるべきものと思う。その理由は、本書の第一章に詳しく述べたところからわかっていたかと思う。要するに、世界経済、国際経済あるいはトランスナショナルな経済に関する法的諸問題を総合的にとらえようとしているからである。また、「海外投資を中心として」という副題をつけたのは、本書が全体として発展途上国向け海外投資の法律問題を中心としているからである。

本書は、全部で一四の章を、第一部「国際経済法の研究方法」、第二部「国際経済と海外投資の法律問題」、第三部「資本輸入国の海外投資法制度」、第四部「資本輸出国の海外投資法制度」、第五部「海外投資の法的保証」に分けており、各部が扱っている問題は、およそ次のとおりである。

〔第一部〕　これまで欧米およびわが国で行なわれてきた「国際経済法」なる用語の概念規定と国際経済法学の方論について概説し、そのあと従来の法分科論とはべつにトランスナショナルな法の研究があることを指摘し、その研究を進める上での基本的な問題について論じている。

〔第二部〕　資本主義圏、社会主義圏、発展途上地域からなる現代世界の構造変化と法との関係をとりあげ、この

うち資本主義世界経済の変化と法の問題について詳細に論じる。さらに、従来の国際経済学が予想しなかった発展途上国向け投資がもたらす国際経済上の混乱（たとえば、無償の国有化）について、これをトランスナショナルな法の領域の問題としてとらえ、その基本的な問題点を明らかにしている。

〔第三部〕 資本輸入国、とくに発展途上国の海外投資関係の国内法およびその国が締結している国際法を比較分析し、経済開発との関わり合いでその特質を明らかにする。とくに、発展途上国において定着した「国民化」の政策と法を具体的に論じ、さいごに、筆者が毎年行なっている海外実態調査のうち、国民化の典型としてのメキシカナイゼーションの調査（一九七〇、七三、七四、七六年）の結果を示してある。

〔第四部〕 資本輸出国、とくに先進国の海外投資関係の国内法およびその国が締結している国際法を比較分析し、国際経済秩序に対する現行法制の得失を明らかにする。ケース・スタディとしては、海外投資法制度に長い歴史をもつアメリカの場合について、その変動期にあった時点で筆者が実施したアメリカでの調査（一九六三、六五、七〇年）の結果を示してある。

〔第五部〕 現在の国際経済から生ずる矛盾（多国籍企業の寡占など）に反発する現象として外国系企業の国有化・国民化をとらえ、この紛争を回避または処理するための法制度ないし措置を比較分析し、今後の方向をさぐる。終章では、筆者のリオデジャネイロ・カトリック大学留学中（一九六三―六五年）に締結されたアメリカの典型的な投資保証協定であるブラジルとの協定について、激動する国際関係から法律までの分析を試みている。

以上、全五部を通じ、とくに第七章以下においては、海外投資の法的保護に関する記述が各所で重複しているが、前後の脈絡上やむをえないところに限定したつもりである。

なお、本書が対象とする「海外投資」の定義と「経済協力」のなかでの位置づけについては、第八章のはじめで詳

述してあるので、その個所を最初に見ただければ幸いである。

縁あって奉職するアジア経済研究所は、通産省所管の研究機関であるが、さまざまな専門分野をもつ先輩・同僚が一〇〇人以上も勉強しており、ごく自然なかたちでインターディシプナリー（学際）の勉強の場におかれている。

こうしたなかで、学生時代の目標であったラテン・アメリカ留学を終え、また国連ESCAP事務局の勤務で各国の人びとと交わり、発展途上国での実態調査をくり返し、また通産省や外務省で調査協力を重ね、さらに各学会に参加するなど、これまで数多くの体験を得てきた。自負心があるとすれば、理論の追求だけでなく、わが国および諸外国の官界・学界・財界および日系企業の親会社・子会社（二〇〇社をこえる）の人びとと交わり、理論と現実の乖離を確認し、少しでも地についた発言をしようと心がけてきたことであらう。

このような環境のなかで私は研究を進めてきたわけで、教えられ刺激を与えてくださった方がたは数知れず、列挙することはできないが、ここで厚くお礼を申し上げたい。また、これまで本書が対象とする調査研究の成果の一部につき、さまざまな形でこれを発表する機会があったが、こうした場を与えてくださった方がたにも謝意を表したい。

これまでの成果をこのようなかたちでまとめるにつけ、浅学の身を恥じ、またつらく遠いこれからの勉強の道のりを感じている。しかし、それにもかかわらず、今は同じ分野に位置づけられる資源・一次産品、多国籍企業の法律問題などを勉強しており、いずれ成果をまとめようと考えている。それにしても、つねに発展途上国や資源保有国に直接関係のある現行法を追跡し、その史的背景、立法過程などを調べ、さらに慣習・実体との関係をさぐるといった仕事の連続の苦勞は、これを経験した者でなければ決してわかるものではない。いつまで続けられるかは知らないが、今後も最善の努力を尽くすつもりである。

さいごに、出版にあたってお世話になった東洋経済新報社の大貫英範氏に厚くお礼申し上げます。

一九七七年二月

桜井雅夫

目次

はしがき

第一部 国際経済法の研究手法

第一章 国際経済法律研究の方法	3
-----------------	---

第一節 序 説 3

第二節 欧米における「国際経済法」の概念規定 5

第三節 わが国における「国際経済法」の概念規定 16

第四節 「国際経済法律研究」の方法 22

第二部 国際経済と海外投資の法律問題

第二章 国際経済の法的諸問題	29
----------------	----

第一節 序 説 29

第二節 現代世界の構造変化と法 31

第三節 資本主義世界経済の変化と法 42

結 び 54

第三章 海外投資の法律問題	56
---------------	----

第一節 問題の設定 56

第三部 資本輸入国の海外投資法制度

第四章 各国の外資法の比較……………

79

第一節 投資の行政管理 79

第二節 政策声明と投資法の行政的な意味 81

第三節 政策声明と投資法の比較 83

第四節 投資法の経済的・行政的側面 87

第五節 現行投資法の問題点 91

第六節 地域協力と投資政策 93

第七節 地域投資コードの可能性 94

第五章 外国系企業国民化の法的問題……………

97

第一節 序 説 97

第二節 受入れ国の現地化政策 103

第三節 投資家の態度変化 121

第四節 受入れ国の反発 125

第五節 今後の問題 128

第六章 ケース・スタディ——メキシカナイゼーション……………130

第一節 メキシカナイゼーションの現状 130

第二節 メキシカナイゼーションの法律と政策 133

第三節 メキシカナイゼーションの法律と政策の運用結果 142

第四節 メキシカナイゼーションに伴う法律と政策上の問題点と今後の課題 149

結びにかえて 154

第四部 資本輸出国の海外投資法制度

第七章 各国の海外投資法制度の比較……………157

第一節 序 説 157

第二節 投資保証制度 159

第三節 税制上の措置 163

第四節 投資情報と投資促進活動 166

第五節 政府機関と投資家の協調 169

第六節 政府助成の投資公社 170

第七節 為替管理その他の規制措置 173

第八章 日本の海外投資法制度……………175

第一節 「海外投資」の位置づけ 175

第二節 海外投資の定義 177

第三節 海外投資の内容 179

第四節 海外投資の法制度 183

第九章 ケース・スタディ——アメリカの海外投資法制度……………187

第一節 序 説 187

第五部 海外投資の法的保証

第二〇章 各国の投資保証制度の比較……………203

第一節 序 説 203

第二節 投資受入れ国の国内法 204

第三節 投資母国の国内法 205

第四節 二国間条約 205

第五節 国家契約 207

第六節 多国間条約 210

第七節 投資ガイドライン 211

第八節 投資保証の限界 215

第二一章 日本の投資保証制度……………218

第一節 現行制度 218

第二節 契約手続 224

第三節 保険金算定方式 225

第四節 引受け実績 227

第五節 保険事故のケース 227

第六節 今後の問題	234
第二章 二国間条約による保証	235
第一節 条約の現状	235
第二節 アメリカの保証計画	238
第三章 多国間条約による保証	245
第一節 I I I A 案	245
第二節 I I R A 案	249
第三節 その他の保証制度	250
第四節 投資紛争解決条約	252
第四章 ケース・スタディー——ブラジル・アメリカ間の投資保証協定	256
第一節 投資保証協定と外資法	256
第二節 投資保証協定と憲法	258
第三節 投資保証とカルボ条項	264
第四節 投資保証の限界	269
結 語	272
索 引	272

第一部

国際経済法の研究方法

第一章 国際経済法研究の方法

第一節 序 説

およそ、「国際」という形容詞が冠せられている法は、多数におよんでいる。そのなかには、国際法、国際私法のほかに、かなり前から、国際憲法、国際行政法、国際民法、国際商法、国際民事訴訟法、国際刑法、国際刑事訴訟法、国際社会法、国際労働法、国際租税法、国際航空法などの用語が使われ、その後、国際組織法、国際経済組織法、国際投資法、国際取引法、国際経営法などの用語が使われるようになった。⁽¹⁾ ⁽²⁾ それらのなかには、その概念の決定について諸説があり、必ずしも統一されていないものがある。ここにとりあげた「国際経済法」もまたそうした問題をかかえている。

第二次大戦後、その戦争直後に生じた世界的な物資不足をどのように緩和するか、世界的な恐慌の発生をどのように防止するか、さらに安全保障との関連で経済援助をどのように実施するか、といった問題などをめぐって、国際的な経済の分野での法規制は、めざましい発展をみせるに至った。そして、それを契機に、国際経済に関する法への関心が高まり、「国際経済法」について論ずるものがみられるようになった。「国際経済法」に関する論文は、必ずしも

第二次大戦後に限られないが、しかし、戦後は国際経済に関連する多くの新しい法規制の出現を前に「国際経済法」に対する関心が大きく示されてきたことは争えない。⁽³⁾

その後、社会主義諸国と資本主義諸国との関わり合い(東西問題)、先進諸国と発展途上諸国との関わり合い(南北問題)、さらには、国際機関、国家、私人(私企業)間の関わり合いなどの複雑な問題が多く発生し、「国際経済法」をどのように概念構成するかについて、これを統一的に理解することは困難になってきている。

本章では、これまでの国際経済法についての主な見解を紹介し、これに対して若干のコメントを付すことにする。⁽⁴⁾

(1) 『岩波法律学辞典』。田岡良一『国際法講義』上巻、有斐閣、一九五五年、六五ページ以下。金沢良雄「国際経済法」の概念に関する若干の見解——エルラー及びシュヴァルツェンベルガーの見解について『現代国際法の課題』有斐閣、一九五八年、五〇三—五三二ページ。岡藤重光『法学入門』筑摩書房、一九七五年、一〇三ページ。Georg Schwarzenberger, *A manual of international law*, 4th ed. London, Stevens & Sons, 1960, Vol. 1, p. 102; Wolfgang Friedmann, *The changing structure of international law*, London, Stevens & Sons, 1964, pp. 176-186.

(2) 高野雄一『国際組織法』有斐閣、一九六一年。高野雄一・筒井若水『国際経済組織法』東大出版会、一九六五年。大平善梧「国際投資法序説」、『国際経済法の諸問題(続巻)』日本国際問題研究所、一九六二年、二一四ページ以下。桜井雅夫『国際投資法の研究』アジア経済研究所、一九六八年。横川新『国際投資法序説』千倉書房、一九七二年。沢田寿夫編『国際取引法令集(改訂版)』国際商事法研究所、一九七四年。B. Mirkine-Guetzevitch, *Droit constitutionnel international*, Paris, 1933. (小田滋・樋口陽一訳『憲法の国際化——国際憲法の比較法的考察』有信堂、三四四ページ)。

(3) 金沢良雄、前掲論文、五〇五ページ。

(4) 法学における国際経済法分科論を、今ここで深く究明する時間はなく、またそれは本書の主目的ではない。本章は、主として次の論文によったにすぎない。金沢良雄「国際経済法に関する一考察(一、二)」『法学協会雑誌』七二巻三、四号、一九五五年、二〇七—二四五、三七〇—三九〇ページ。同「国際経済法の概念に関する若干の見解」五〇三—五三二ページ。小原喜雄「欧米の国際経済法学に関する一考察——その概念と領域について——」『国際法外交雑誌』六一巻四号、一九六二年一〇月、三九一—七三三ページ。

第二節 欧米における「国際経済法」の概念規定

一 戦前の場合

ハルムス (B. Harms) は、二〇世紀はじめに国民経済 (Volkswirtschaft) と世界経済 (Weltwirtschaft) との対立を考え、従来の法律体系をこの社会的経済的事実の観点から考察して、国際法と国内法の新しい体系化を試みている。⁽¹⁾ ハルムスは、まず国民経済を「通商の自由と技術的交流関係によって可能とされ、かつ統一的な法によって律せられ、経済政策によって進められるところの、国家的に結合した国民の個別経済 (Einzelwirtschaft) 間の関係およびその相互作用」であり、⁽²⁾ また世界経済を「主として、国際法的規範のもとに立つ国際経済的な関係構成体 (Beziehungsgebilde) であり、その構成体において、地球上の個別経済が、生活上重要な利害によって相互的に結合しているもの」とした。⁽³⁾

そしてハルムスは、この定義に相应させて、経済法 (Wirtschaftsrecht)——かれによれば個別経済相互間およびこれと国家との関係を規律する法律規範の総体である——を (一) 国民経済法 (Volkswirtschaftsrecht) と (二) 世界経済法 (Weltwirtschaftsrecht) に分けてゐる。⁽⁴⁾ さらにハルムスはいわゆる国際法 (Völkerrecht) とは異なった意味での「国際的な法」 (Internationales Recht) を認め、これに国際法と対外的国内法 (Äusseres Landesrecht) を包含させている。以上の立場から、ハルムスは、「国際的経済法」 (Internationales Wirtschaftsrecht) なるものを認め、図 1・1 のような法律体系を試みた。⁽⁵⁾

これからわかるように、ハルムスは、国民経済相互間の関係を認めず、したがって国民経済相互の交通である国際